

改正

平成31年3月19日告示第70号

令和元年8月13日告示第73号

坂戸市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(総合事業の内容)

第2条 市長は、総合事業として、第1号事業（法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。以下同じ。）及び一般介護予防事業（同項第2号に規定する事業をいう。）を実施する。

2 総合事業は、法第115条の45の2第1項に規定する総合事業の指針及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に基づき実施する。

(第1号介護予防支援事業の届出)

第3条 法第115条の45第1項第1号イに規定する居宅要支援被保険者等（以下「居宅要支援被保険者等」という。）が第1号事業のうち法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業（第5条第2号において「第1号介護予防支援事業」という。）を受けるときは、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（別記様式）に被保険者証を添付して、市長に提出しなければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(第1号事業に要する費用の額)

第4条 法第115条の45の3第1項の規定により指定事業者（同項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）により実施するときの第1号事業に要する費用の額は、別表第1に定める1単位当たりの単価に別表第2に定める単位数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

(第1号事業支給費の額)

第5条 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費（以下「第1号事業支給費」という。）

の額は、次の各号に掲げる総合事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業及び同号ロに規定する第1号通所事業 前条の規定により算定した費用の額の100分の90(法第59条の2第1項の規定が適用される場合にあっては100分の80、同条第2項の規定が適用される場合にあっては100分の70)に相当する額
- (2) 第1号介護予防支援事業 前条の規定により算定した費用の額に相当する額
(第1号事業支給費の支給限度額)

第6条 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)で定める基本チェックリストにより第1号事業のサービスの提供を受けることができる基準に該当した者が総合事業を利用する場合(法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者のサービスを利用する場合に限る。)の第1号事業支給費の支給限度額は、要支援1に係る法第55条第1項の規定により算定した額とする。ただし、利用者の自立支援を推進するものとして市長が必要と認める場合には、この条本文の規定により算定した額を超える額を支給限度額とすることができる。

(高額介護予防サービス費相当の支給)

第7条 市長は、居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業に要した費用の額が著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費に相当する額を支給するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、支給要件、支給額、申請手続その他高額介護予防サービス費相当の支給に関し必要な事項は、第1号事業に必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、市長が別に定める。

(高額医療合算介護予防サービス費相当の支給)

第8条 市長は、居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業に要した費用の額(前条第1項の高額介護予防サービス費に相当する額が支給される場合にあっては、当額支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該居宅要支援被保険者等に係る介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第22条の3第1項各号に掲げる額の合計額が著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、法第61条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する額を支給する。

- 2 前条第2項の規定は、高額医療合算介護予防サービス費の支給について準用する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第70号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年8月13日告示第73号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

サービスの種類	1 単位の単価
訪問介護従前相当サービス費	10.42円
通所介護従前相当サービス費	10.27円
訪問型サービスA費・通所型サービスA費	10円
介護予防ケアマネジメント費	10.42円

備考 訪問型サービスA費とは、坂戸市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年坂戸市告示第30号）に基づく訪問型サービスAに係る第1号事業支給費をいい、通所型サービスA費とは、坂戸市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年坂戸市告示第31号）に基づく通所型サービスAに係る第1号事業支給費をいう（次表第3項において同じ。）。

別表第2（第4条関係）

1 訪問介護従前相当サービス費

サービス費等の種類	単位数（1 か月）	対象、内容等
1 訪問型サービス費Ⅰ	1,172	事業対象者、要支援1の者及び要支援2の者に週1回程度の訪問をした場合
2 訪問型サービス費Ⅱ	2,342	事業対象者、要支援1の者及び要支援2の者に週2回程度の訪問をした場合
3 訪問型サービス費Ⅲ	3,715	要支援2の者に週2回を超

		える程度の訪問をした場合
4 初回加算	200	新規にサービスを提供した場合
5 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	理学療法士等と連携してサービスを提供した場合
6 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	理学療法士等と連携してサービスを提供した場合
7 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位×137／1,000	介護職員の賃金の改善等を実施している指定事業者がサービスを提供した場合
8 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位×100／1,000	介護職員の賃金の改善等を実施している指定事業者がサービスを提供した場合
9 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位×55／1,000	介護職員の賃金の改善等を実施している指定事業者がサービスを提供した場合
10 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位×63／1,000	介護職員等の賃金の更なる改善等を実施している指定事業者がサービスを提供した場合
11 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位×42／1,000	介護職員等の賃金の更なる改善等を実施している指定事業者がサービスを提供した場合

備考

- 1 事業対象者とは、第6条に規定する者をいう（次項において同じ。）。
- 2 要支援1の者とは、要支援認定により要支援1と認定された者をいい、要支援2の者とは、要支援認定により要支援2と認定された者をいう（次項において同じ。）。
- 3 訪問型サービス費Ⅰ、訪問型サービス費Ⅱ及び訪問型サービス費Ⅲに係る単位数は、介護

職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合には、所定単位数に100分の70を乗じて得た数とする。

- 4 訪問型サービス費Ⅰ、訪問型サービス費Ⅱ及び訪問型サービス費Ⅲに係る単位数は、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合には、所定単位数に100分の90を乗じて得た数とする。
- 5 介護職員処遇改善加算について、所定単位は、1の項から6の項までにより算定した単位数の合計とする。
- 6 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額の基準となる単位には含めないものとする。
- 7 介護職員等特定処遇改善加算について、所定単位は、1の項から6の項までにより算定した単位数の合計とする。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から介護職員処遇改善加算（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。
- 8 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定に当たっては、対象となる指定事業者が併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）又は特定事業所加算（Ⅱ）を算定していることを要件とする。
- 9 この表に規定するもののほか、指定事業者により実施するときの第1号事業に要する費用の額の算定については、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日付け老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）及び地域支援事業実施要綱の規定の例による。

2 通所介護従前相当サービス費

サービス費等の種類	単位数（1か月）	対象、内容等
1 通所型サービス費 1	1,655	事業対象者及び要支援1の者に提供した場合
2 通所型サービス費 2	3,393	事業対象者及び要支援2の者に提供した場合
3 生活機能向上グループ活動加算	100	グループに対して日常生活上の支援のための活動を行

		った場合
4 運動器機能向上加算	225	個別的に機能訓練を行った場合
5 栄養改善加算	150	低栄養状態にある者等に対して栄養食事相談等の栄養管理を行った場合
6 口腔機能向上加算	150	口腔機能が低下している者に対して口腔清掃の指導等を行った場合
7 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	480	運動器機能向上、栄養改善又は口腔機能向上のいずれかのうち2つのサービスを提供した場合
8 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	700	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上の全てのサービスを提供した場合
9 事業所評価加算	120	選択的サービスを行い、評価対象期間において、心身機能の維持回復があった場合
10 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	72	事業対象者及び要支援1の者に提供した場合
	144	要支援2の者に提供した場合
11 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	48	事業対象者及び要支援1の者に提供した場合
	96	要支援2の者に提供した場合
12 サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	24	事業対象者及び要支援1の者に提供した場合

		48 要支援 2 の者に提供した場合
13 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位×59／1,000	介護職員の賃金の改善等を実施している指定事業者がサービスを提供した場合
14 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位×43／1,000	介護職員の賃金の改善等を実施している指定事業者がサービスを提供した場合
15 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位×23／1,000	介護職員の賃金の改善等を実施している指定事業者がサービスを提供した場合
16 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位×12／1,000	介護職員等の賃金の更なる改善等を実施している指定事業者がサービスを提供した場合
17 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位×10／1,000	介護職員等の賃金の更なる改善等を実施している指定事業者がサービスを提供した場合

備考

- 1 通所型サービス費 1 及び通所型サービス費 2 に係る単位数は、利用者の数が利用定員を超える場合には、所定単位数に100分の70を乗じて得た数とする。
- 2 通所型サービス費 1 及び通所型サービス費 2 に係る単位数は、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合には、所定単位数に100分の70を乗じて得た数とする。
- 3 通所型サービス費 1 及び通所型サービス費 2 に係る単位数は、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合には、所定単位数に 1 か月につき240単位を加えて得た数とする。
- 4 通所型サービス費 1 及び通所型サービス費 2 に係る単位数について、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合には、次に掲げるサービス費等の種類の区分に応じ、それぞれ次に定める単位数を減算する。

(1) 通所型サービス費 1 376単位

(2) 通所型サービス費 2 752単位

5 介護職員処遇改善加算について、所定単位は、1の項から12の項までにより算定した単位数の合計とする。

6 サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額の基準となる単位には含めないものとする。

7 介護職員等特定処遇改善加算について、所定単位は、1の項から12の項までにより算定した単位数の合計とする。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から介護職員処遇改善加算（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。

8 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定に当たっては、対象となる指定事業者が併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）又は特定事業所加算（Ⅱ）を算定していることを要件とする。

9 第1項の表備考9の規定は、この表の規定による第1号事業に要する費用の額の算定について準用する。

3 訪問型サービスA費及び通所型サービスA費

サービス費等の種類	単位数（1か月）
1 訪問型サービスA費	200
2 通所型サービスA費	370

4 介護予防ケアマネジメント費

サービス費等の種類	単位数（1か月）	対象、内容等
1 介護予防ケアマネジメントA	431	原則的な介護予防ケアマネジメント支援を行った場合
2 介護予防ケアマネジメントB	216	簡略化した介護予防ケアマネジメント支援を行った場合
3 介護予防ケアマネジメントC	216	初回のみ介護予防ケアマネジメント支援を行った場合
4 初回加算	300	新規に介護予防ケアマネジ

		メント計画を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメント支援を行った場合
5 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300	利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力した場合

備考

- 1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算について、利用開始日前6か月以内において、当該利用者による当該指定居宅介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について当該加算を算定している場合には、算定しない。
- 2 第1項の表備考9の規定は、この表の規定による第1号事業に要する費用の額の算定について準用する。

別記様式（第3条関係）

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント
依頼（変更）届出書

被保険者番号											届出区分	新規・変更
ふりがな												
被保険者氏名												
生年月日	年 月 日											
介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する事業者												
事業所名												
事業所所在地	電話番号											
介護予防支援事業所を変更する場合の理由等												
※ 変更する場合のみ記入してください。												
変更年月日（ 年 月 日）												
坂戸市長 あて 上記の介護予防支援事業所に介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼するので届け出ます。 年 月 日 被保険者 住 所 氏 名 電話番号 ㊞												
市確認欄	☐ 被保険者資格 ☐ 届出の重複 ☐ 介護予防支援事業者事業所番号											

- 備考 1 この届出書は、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所が決まり次第、速やかに坂戸市に提出してください。
- 2 事業所を変更するときも、必ずこの届出書を坂戸市に提出してください。届出書の提出がない場合、サービスに係る費用を一旦全額自己負担していただくことがあります。
- 3 住所地特例の対象となる施設に入居中の場合は、その施設がある市町村の窓口はこの届出書を提出してください。